

# 令和元年12月前期定例会 議事録

- ・開催日時 令和元年12月13日(金曜日) 13時00分～15時45分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員) 中野委員長 松尾委員 内田委員  
(事務局) 稲富事務局長 角田副事務局長 古沢人事主幹  
鶴澤係長 安田係長 江口係長 安心院主事

## 議事事項

### 1 令和元年11月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

### 2 令和元年給与勧告及び給与条例等改正に基づく人事委員会規則等の一部改正について

#### (1) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

##### 1 改正の理由

本年10月に本委員会が行った「職員の給与等に関する勧告」等に基づき、令和元年11月定例県議会に「佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例」が提案されており、これが原案どおり可決された場合、佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する必要がある。

##### 2 改正の内容

給料月額の設定に伴い、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表を改正する。(別表第28の4、別表第28の8の3及び別表第28の8の5関係)

##### 3 施行期日

公布の日から施行(平成31年4月1日から適用する。)

#### (2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

##### 1 改正の理由

本年10月に本委員会が行った「職員の給与等に関する勧告」等に基づき、令和元年11月定例県議会に「佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例」及び「佐賀県公立学校

職員給与条例の一部を改正する条例」が提案されており、これらが原案どおり可決された場合、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する必要がある。

## 2 改正の内容

令和元年12月期に支給する勤勉手当の成績率の上限を改める。(第12条関係)  
成績率の改正案

	現行(R元. 6)	改正案(R元. 12)
再任用職員以外の職員	185/100以内	195/100以内
特定幹部職員	225/100以内	235/100以内
再任用職員	90/100以内	改正なし
特定幹部職員	110/100以内	改正なし

## 3 施行期日

公布の日から施行(第12条の規定は、令和元年12月1日から適用する。)

### (3) 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

#### 1 改正の理由

本年10月に本委員会が行った「職員の給与等に関する勧告」等に基づき、令和元年11月定例県議会に「佐賀県職員給与と条例等の一部を改正する条例」及び「佐賀県公立学校職員給与と条例の一部を改正する条例」が提案されており、これらが原案どおり可決された場合、期末手当及び勤勉手当に関する運用について所要の改正を行う必要がある。

#### 2 改正の内容

令和元年12月期の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、職員の区分ごとの勤勉手当の総額を算出する際に用いる支給割合を、以下の表のとおり改正する。

職員の区分		現行	改正案
再任用職員以外	特定幹部職員以外の職員	92.5/100	97.5/100
	特定幹部職員(副部長級以上)	112.5/100	117.5/100
再任用職員	特定幹部職員以外の職員	45/100	改正なし
	特定幹部職員(副部長級以上)	55/100	改正なし

#### 3 適用日

令和元年12月1日

## その他

- 1 行事予定について
- 2 採用選考の権限の委任に係る検討状況について